平成30年度「貿易保険説明会」資料（11月6日開催）

４．貿易一般保険包括保険（企業総合保険）の概要

※簡易通知型包括保険を含む

NEXI
Nippon Export and Investment Insurance

貿易取引向けの様々な保険商品

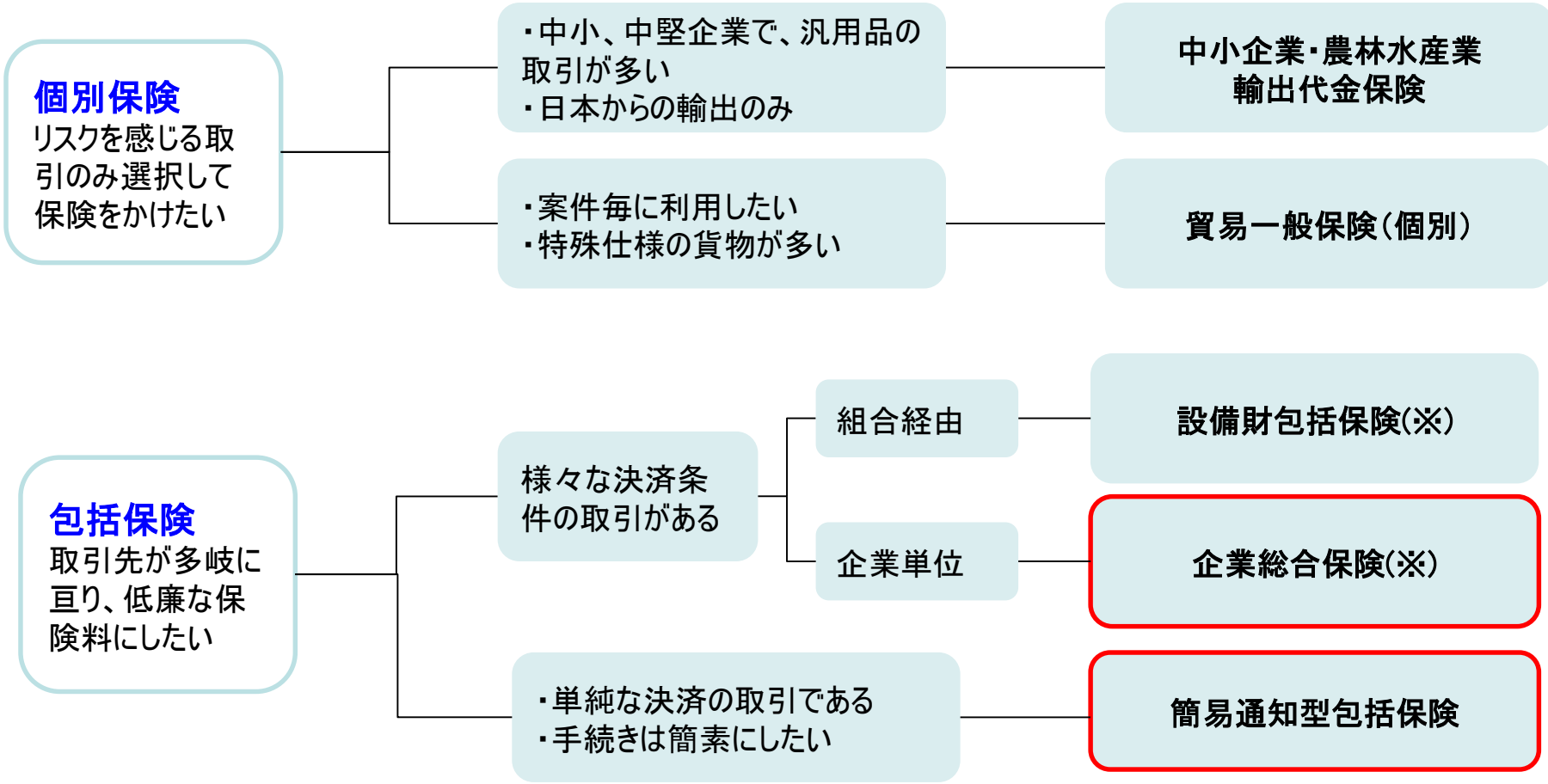

（※）設備財包括保険と企業総合保険の主な相違点
・お手続き主体　・包括契約単位　・裾切金額(付保対象とする最低契約金額)　・100%仲介貿易契約オプション
・損害率に応じた保険料割引/割増制度　・EM/EF格バイヤーに係る船積後信用リスク(決済ユーザンス1年以内の場合)てん補オプション
・保険金支払限度額設定　・増加費用特約　・再販売/中継貿易契約てん補オプション　等

貿易一般保険 包括保険（企業総合保険）の概要

（1） 企業総合保険の概要
（2） 対象となる輸出契約等
（3） てん補範囲と保険料
（4） 保険責任期間と保険申込
（5） 主な留意点
（6） よくあるお問い合わせ

★がついている部分は2018年10月の制度改正により、変更した部分です。

（１）企業総合保険の概要

企業総合保険の概要

■幅広い取引先との継続的な取引を、包括的にリスクカバーしたいお客様向き

1. 特徴

- 企業とNEXIとの間で包括特約（年間契約）を締結
- 対象取引は、すべて保険申込義務
- バイヤー毎に保険金支払限度額設定（船積後信用危険）
- 損害率に応じた割引/割増制度を適用
- 個別保険と比較して、保険料が大幅に安い
- EF/EM格バイヤーに対し、決済ユーザンス最大1年まで引受

企業総合保険の概要

2.　特約締結条件

- 輸出契約等に基づく貨物の輸出または販売の実績があること
- 将来継続的かつ反復的に貿易取引が見込めること
- 取引先バイヤーに極端な偏りがないこと

3. 各種オプション

- 企業全体 or 部門単位 or 貨物(HSコード)単位
- 裾切金額（付保対象とする最低契約金額）を0～1,000万円の範囲で任意設定
- 100%仲介貿易契約の付保
- 自社の子会社等向け取引の付保除外
- 増加費用のてん補
- 再販売契約及び中継貿易契約のてん補

（２）対象となる輸出契約等

対象となる輸出契約等

代金の決済が起算点（一般的に船積日）から**２年未満**に行われる取引

※ただし、取引先の格付がEF/EM格の場合は、1年以内に行われる取引

■輸出契約

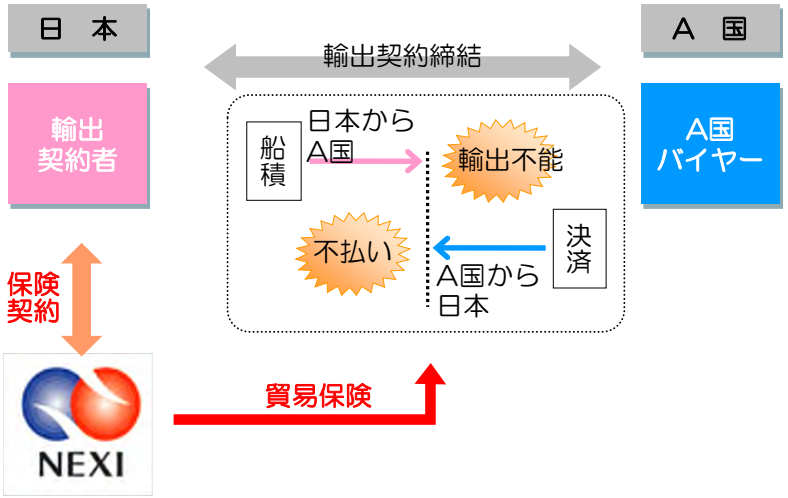

■本邦からの輸出を含む仲介貿易契約

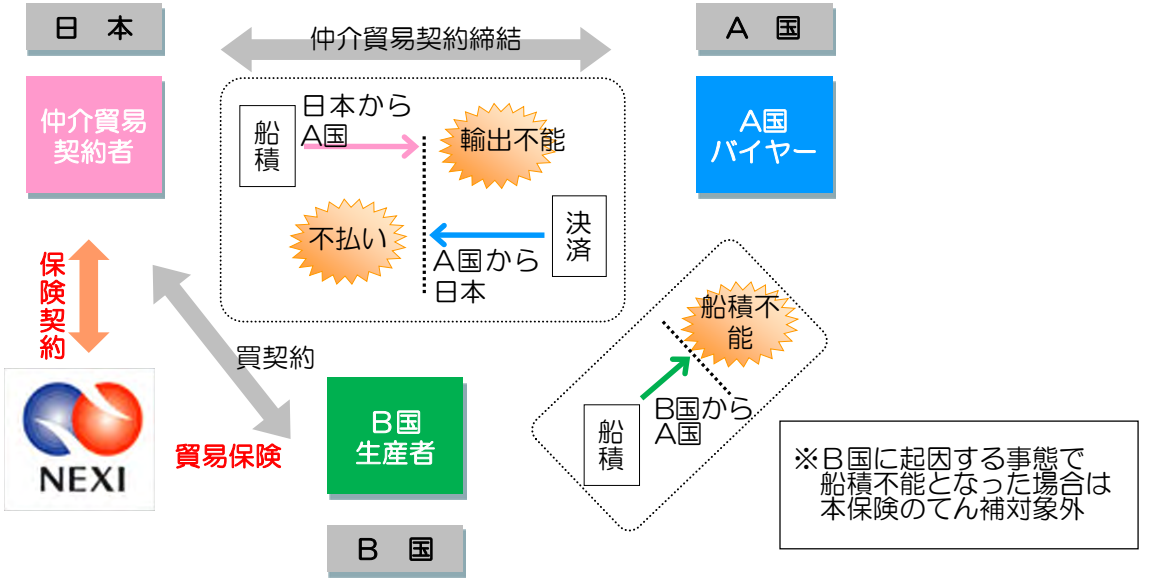

＜参考＞2年未満案件

船積みが複数回でも、**<u>各船積（起算点）から</u>**決済日までがそれぞれ2年未満のもの

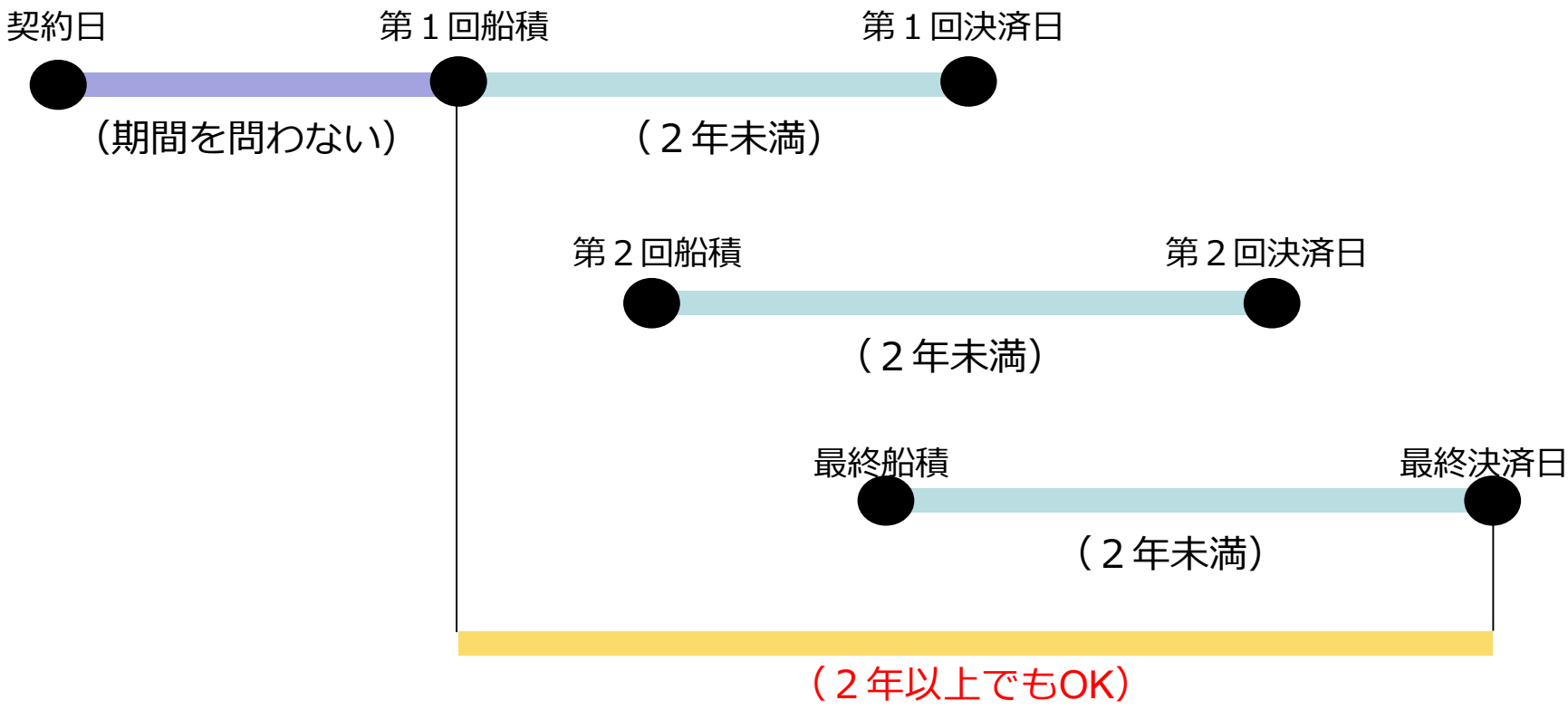

＜参考＞2年未満案件

代金の**10%以内のリテンション決済**が、検収日から2年以上にわたって行われるもの。

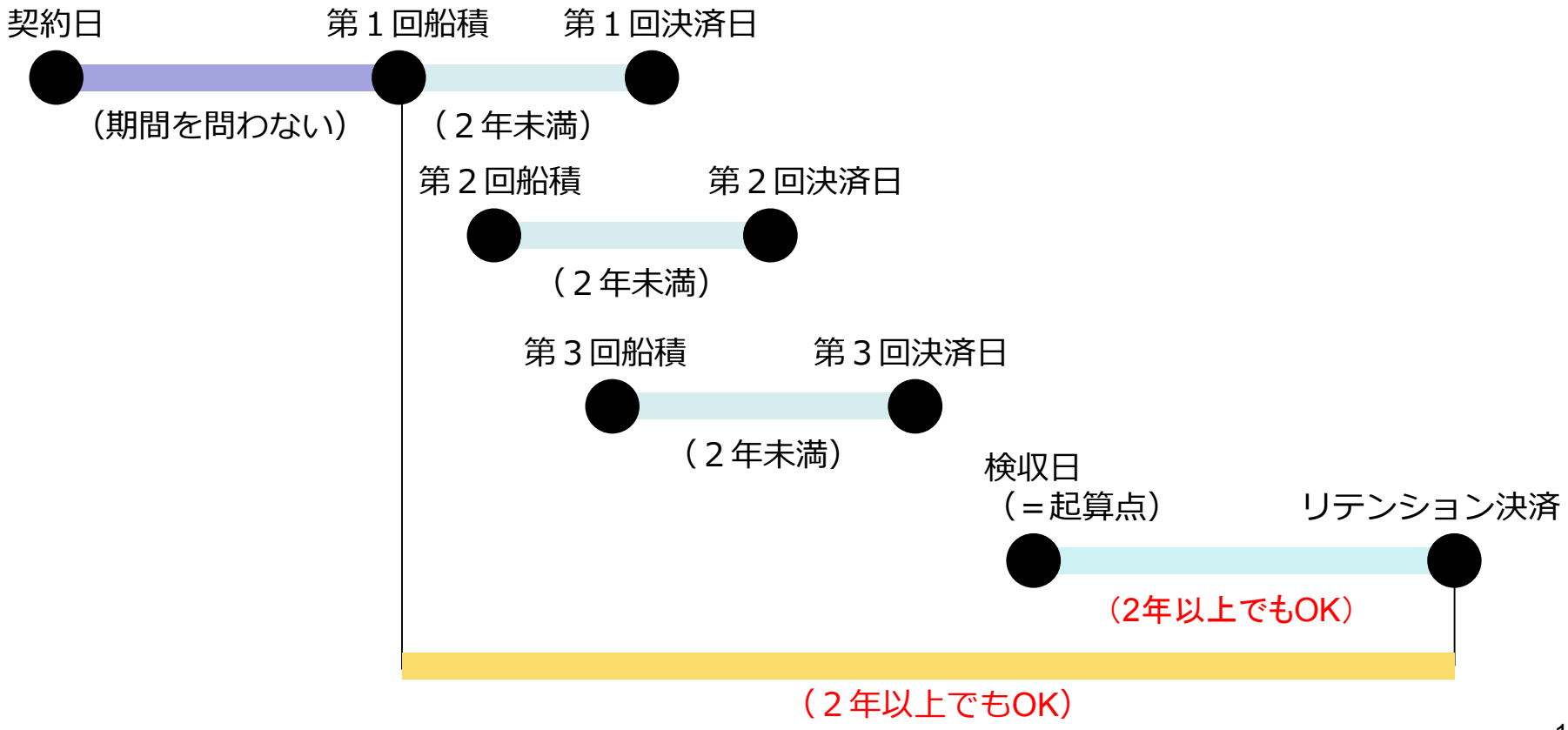

対象となる輸出契約等（輸出・仲介・役務が混在する取引）

■保険申込みの対象となる契約形態

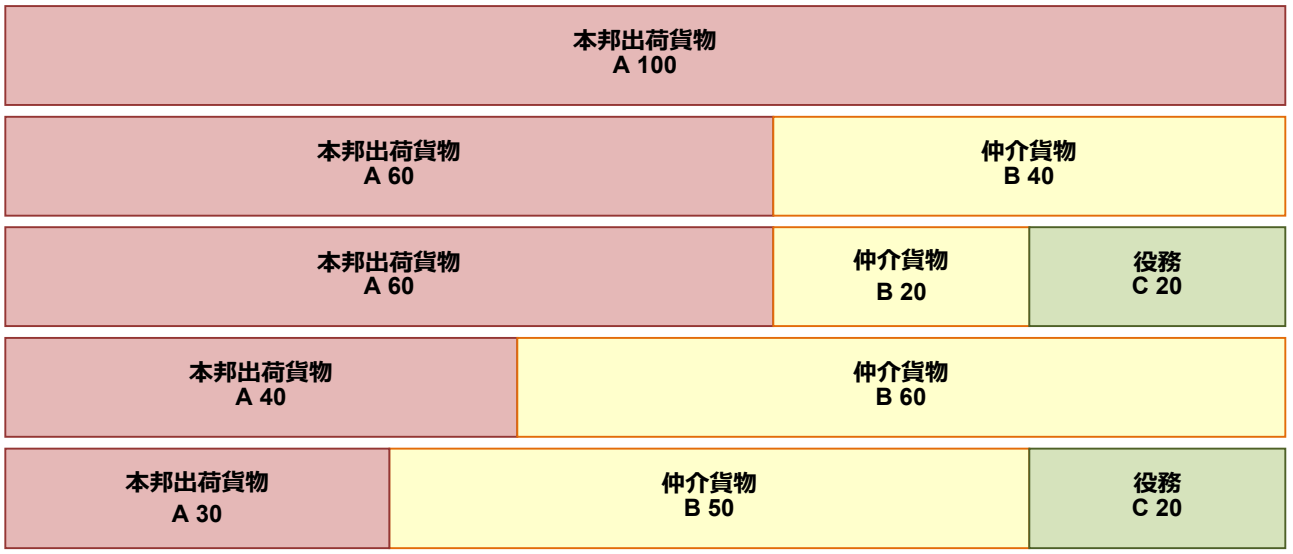

この5つの形態は
必ず対象

■保険申込みの対象とならない契約形態

（役務部分に該当する金額の割合が最も大きい契約形態）

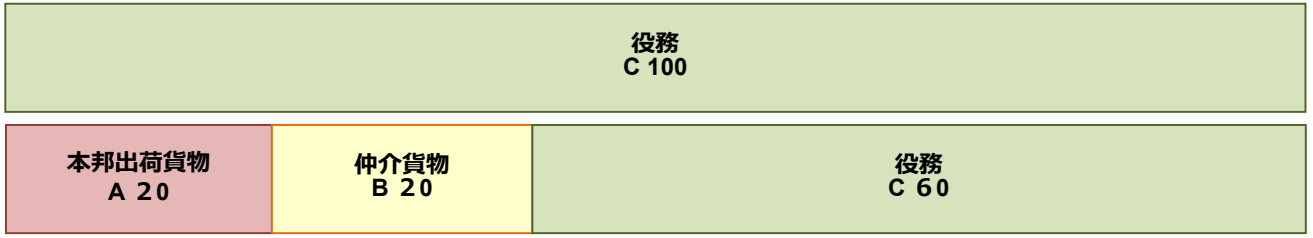

この2つの形態は、
本保険の対象外

対象となる輸出契約等（オプションで対象に追加できる取引）

■100%仲介貿易契約

貨物のすべてを日本以外の国から出荷する仲介貨物のみの貿易契約を保険の対象としたい場合

※ただし、仲介貨物の船積国において非常危険が発生したことにより被る損失は保険のカバー対象外

※売契約相手方と買契約相手方との間に特定資本関係(本支店関係、親子関係、兄弟関係等)がある場合には信用危険はてん補対象外(非常危険のみてん補)

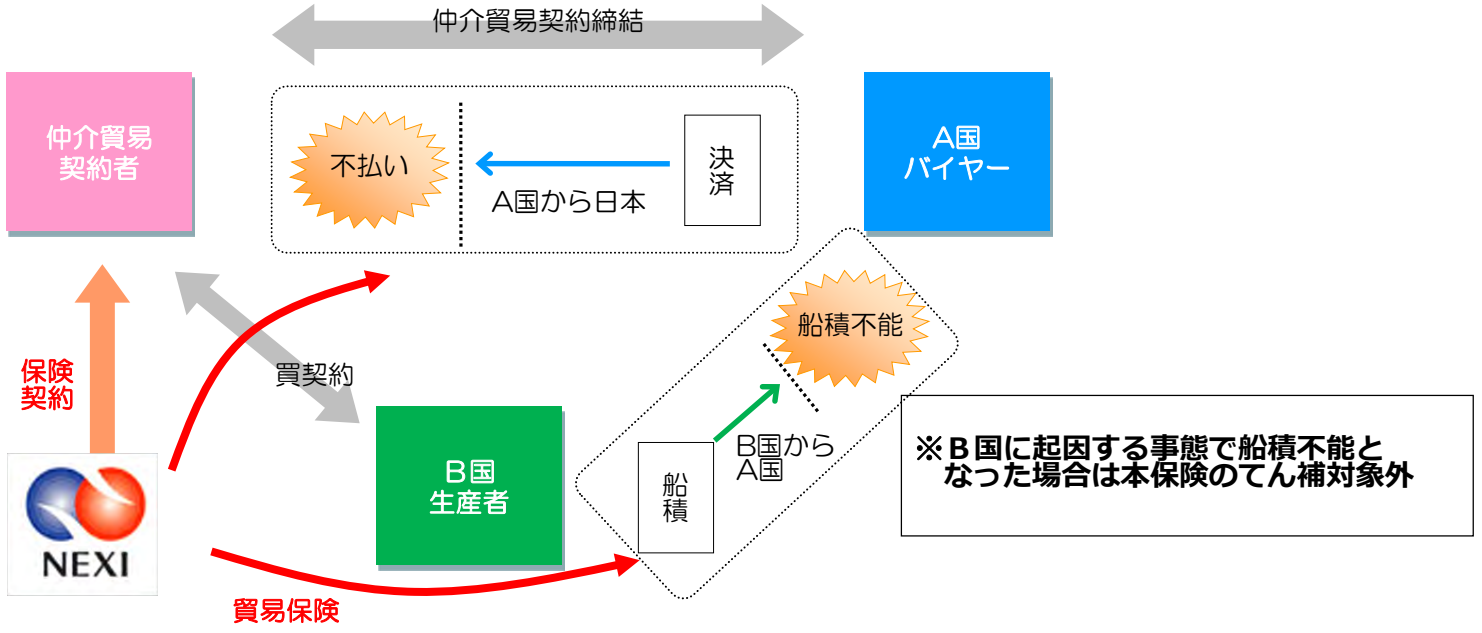

対象となる輸出契約等（オプションで対象に追加できるリスク）

■増加費用特約

戦争、港湾ストライキ等の非常危険の発生によって、航海または航路を変更したことにより、運賃や海上保険料が増加した場合に、輸出者が新たに負担することになった増加費用分を保険の対象としたい場合

非常危険の発生により変更された航路

対象となる輸出契約等（オプションで対象から除外できる取引）

■自社の海外子会社との取引

- 自社の海外子会社等関係会社との取引では 信用危険は保険の対象外
  非常危険に起因する損失のみカバー
- 非常危険のカバーが不要な場合、保険の対象から除外することが可
- 仕向国や支払国のカテゴリー毎に保険の対象としない範囲の設定が可

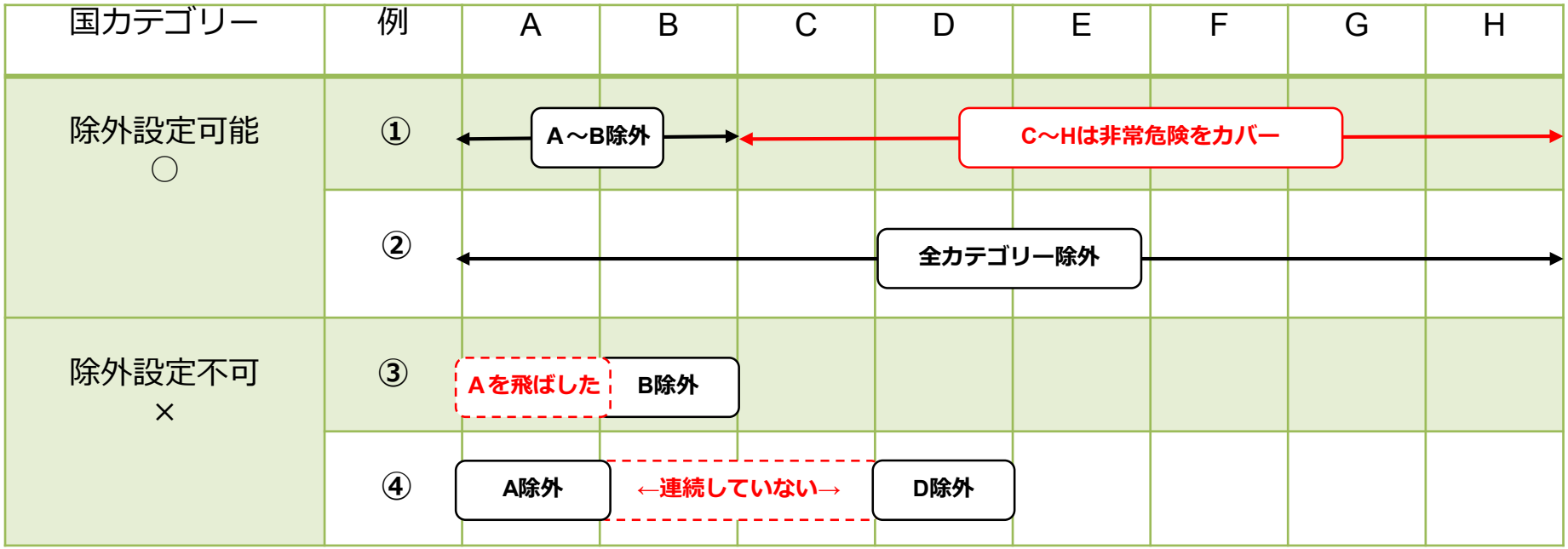

＜参考＞保険の付保義務の例外

100%前払い決済等のリスクの小さい取引については保険申込み任意

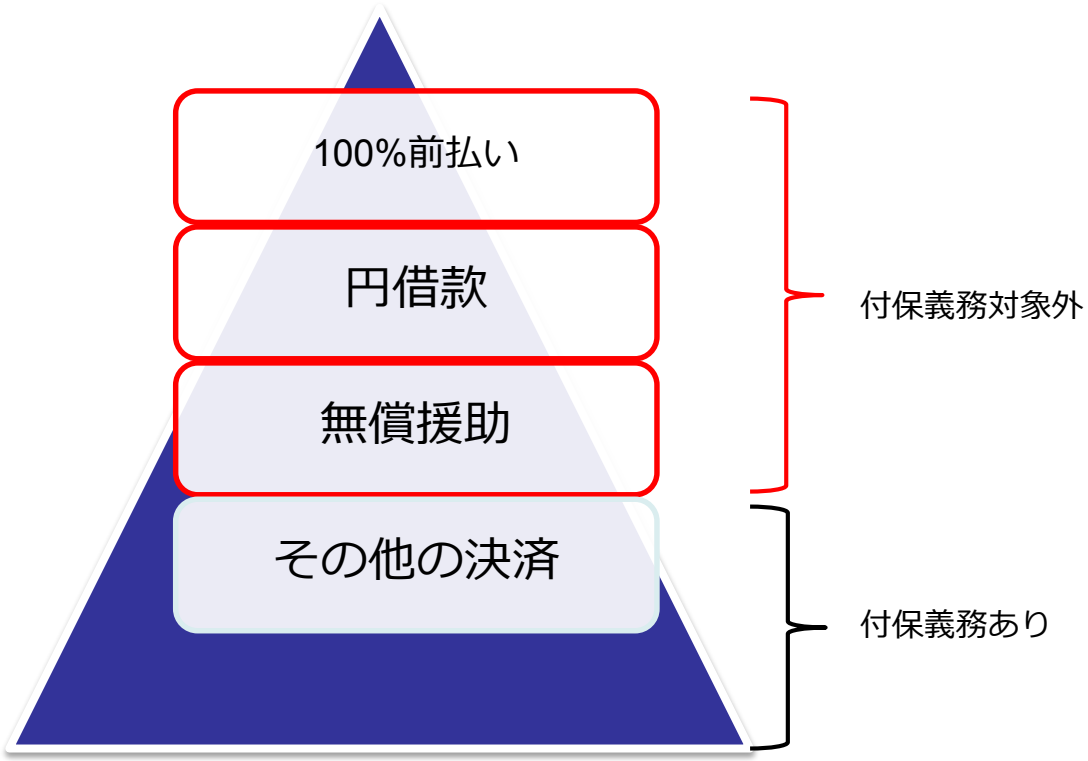

（３）てん補範囲と保険料

てん補対象リスク

	船積前の事故 【船積不能】 ベースとなる損失額＝製造・仕入原価	船積後の事故 【代金回収不能】 ベースとなる損失額＝ 後払額
非常リスク 契約当事者の責任ではない**不可抗力的なリスク**	①為替取引の制限・禁止　②仕向国の輸入制限・禁止 ③戦争・内乱　④仕向国への輸送の途絶 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 ⑥我が国の輸出制限・禁止（船積前のみ）　など	
信用リスク 海外の**契約相手方の責任に帰せられるリスク**	・バイヤーの破産・破産に準ずる事由 ・バイヤーの一方的契約破棄 （公的機関の場合）	・バイヤーの破産 ・バイヤーの3月以上の債務の履行遅延

対象とならないリスク

輸出者側の契約不履行・商品クレーム・
支払人が民間企業の場合は船積前のキャンセル　など

てん補範囲（非常・信用）

申 込 み メ ニ ュ ー

セットのみ取扱い
一部選択は不可

A ＋ B ＋ C ＋ D

	船積前	船積後
非常	A	B
信用	C	D

＜てん補範囲別の付保率＞

A （船積前の非常危険）：80%（固定）

B （船積後の非常危険）：97.5% または 100%（選択可能）

C （船積前の信用危険）：80%（固定）

D （船積後の信用危険）：90%（固定）

保険金額

船積前（AまたはC）の保険金額 ＝ 保険価額（貨物のFOB相当価格） × 付保率

船積後（BまたはD）の保険金額 ＝ 保険価額（輸出契約等の金額） × 付保率

第1回船積前に決済された前受金等は除く

バイヤー格付別てん補範囲

バイヤー（支払人）格付			てん補リスク					
			非常危険		信用危険			
			A	B	C		D	
			船積前	船積後	船積前		船積後	
					破産及び破産に準ずる事由	一方的な契約キャンセル	破産	債務不履行
名簿区分	G	GS	○		○		○	
		GA	○		○		○	
		GE	○		○		○	
	E	EE	○		○	×	○	
		EA	○		○	×	○	
		EM	○		○	×	○※1	
		EF	○		○	×	○※1	
		EC	○		○	×	×※2	
	P		○		×※2	×	×※2	
事故管理区分	R		○		×※2	×	×※2	
	B		お引受できません					
未登録			登録後にお申込みください					

バイヤー毎に設定した「保険金支払限度額」が支払い得る保険金の上限額となります。

○：てん補します　　×：てん補しません

L/C発行銀行または確認銀行の格付は、GS/GE/SA格であることが前提

※1　**ユーザンスが１年以内のものに限りてん補**。ただし、L/C決済の場合は、2年未満までてん補。

※2　L/C決済の場合は、L/C受領日以降、2年未満までてん補。

てん補範囲（船積後信用危険事故時の保険金支払限度額）

■バイヤー毎に「保険金支払限度額」を設定

・EE/EA/EM/EF/SA格のバイヤーが対象

・L/C決済の取引については、支払限度額の制限は受けない

・特約期間中**1回**に限り、前回設定時から3カ月経過後に増額可

■特約期間中に格付が下がった場合

・EC格まで下がった場合：**期初に設定した格付・支払限度額を適用可**

・R格まで下がった場合：信用危険はてん補対象外（非常危険のみてん補）

・B格まで下がった場合：引受不可

保険料

※1　前受金を除く
※2　船積後信用危険に対する保険料の割引・割増あり

保険料

例１

仕向国：　中国
支払国：　中国
バイヤー格付：　EF格
契約金額：　１千万円（FOB）
船積前期間：　30日
決済条件：　T/T 60 days after B/L date

てん補危険			（保険価額）		（保険料率）		（保険料）
A	船積前	非常危険	１千万円	×	0.026%	＝	2,600円
C	船積前	信用危険	１千万円	×	0.003%	＝	300円
B	船積後	非常危険	１千万円	×	0.079%	＝	7,900円
D	船積後	信用危険	１千万円	×	0.110%	＝	11,000円
合計			１千万円		0.218%	＝	21,800円

例２

仕向国：　中国
支払国：　中国
バイヤー格付：　EA格
契約金額：　１千万円（FOB）
船積前期間：　30日
決済条件：　T/T 60 days after B/L date

てん補危険			（保険価額）		（保険料率）		（保険料）
A	船積前	非常危険	１千万円	×	0.026%	＝	2,600円
C	船積前	信用危険	１千万円	×	0.003%	＝	300円
B	船積後	非常危険	１千万円	×	0.079%	＝	7,900円
D	船積後	信用危険	１千万円	×	0.076%	＝	7,600円
合計			１千万円		0.184%	＝	18,400円

※船積後信用危険保険料率の割引・割増を含めない試算としています。

保険料の割引・割増制度

■無事故割引・事故割増（リザルトレーティング制度）

- 企業総合保険を継続して2年以上ご利用いただいたお客様が対象
- 船積後信用事故損害率に応じ割引、割増あり
- 割引率は最大30%

（４）保険責任期間と保険申込手続き

保険責任期間

保険期間＝保険契約締結日（申込受理日）から代金の決済期限まで

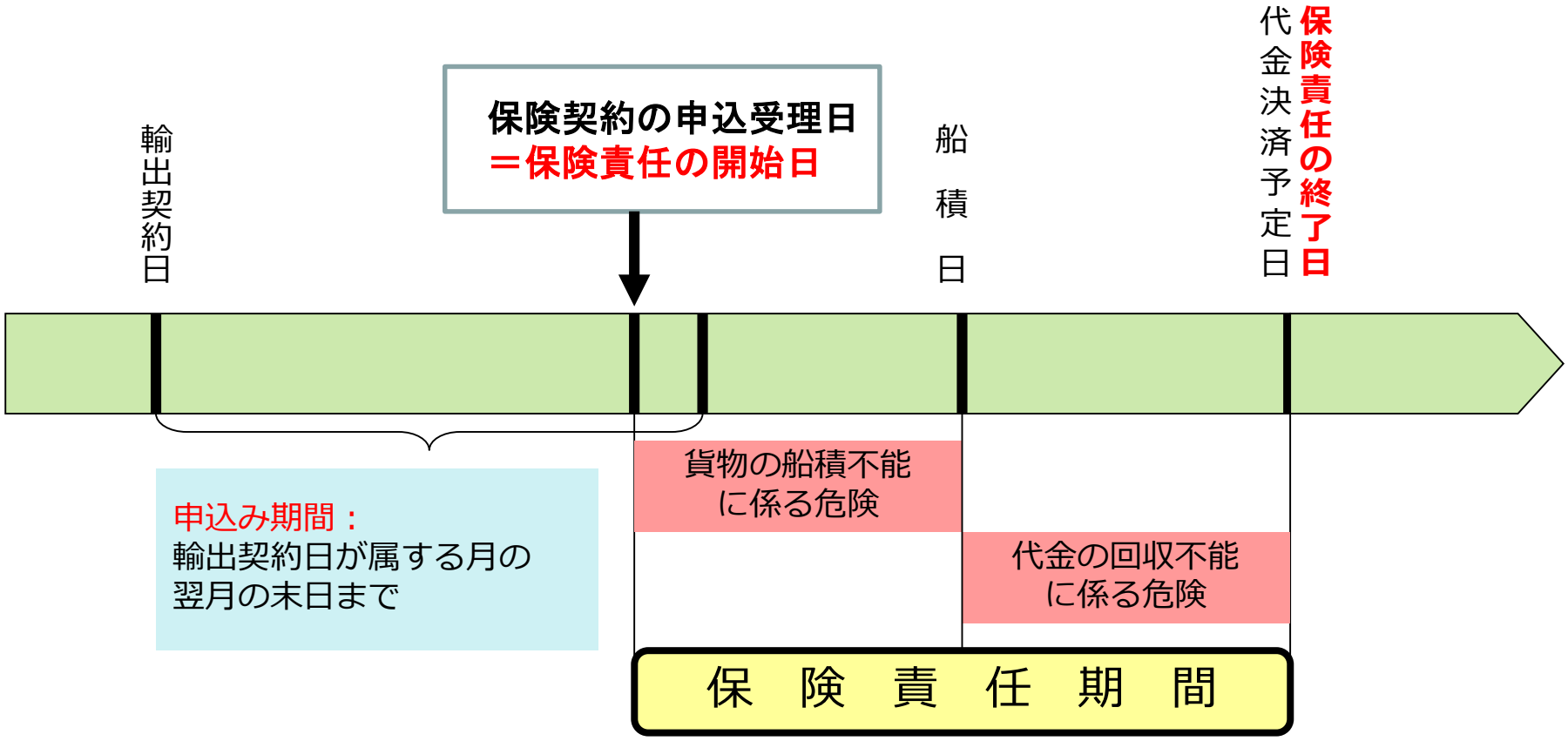

申込手続フロー（事前手続）

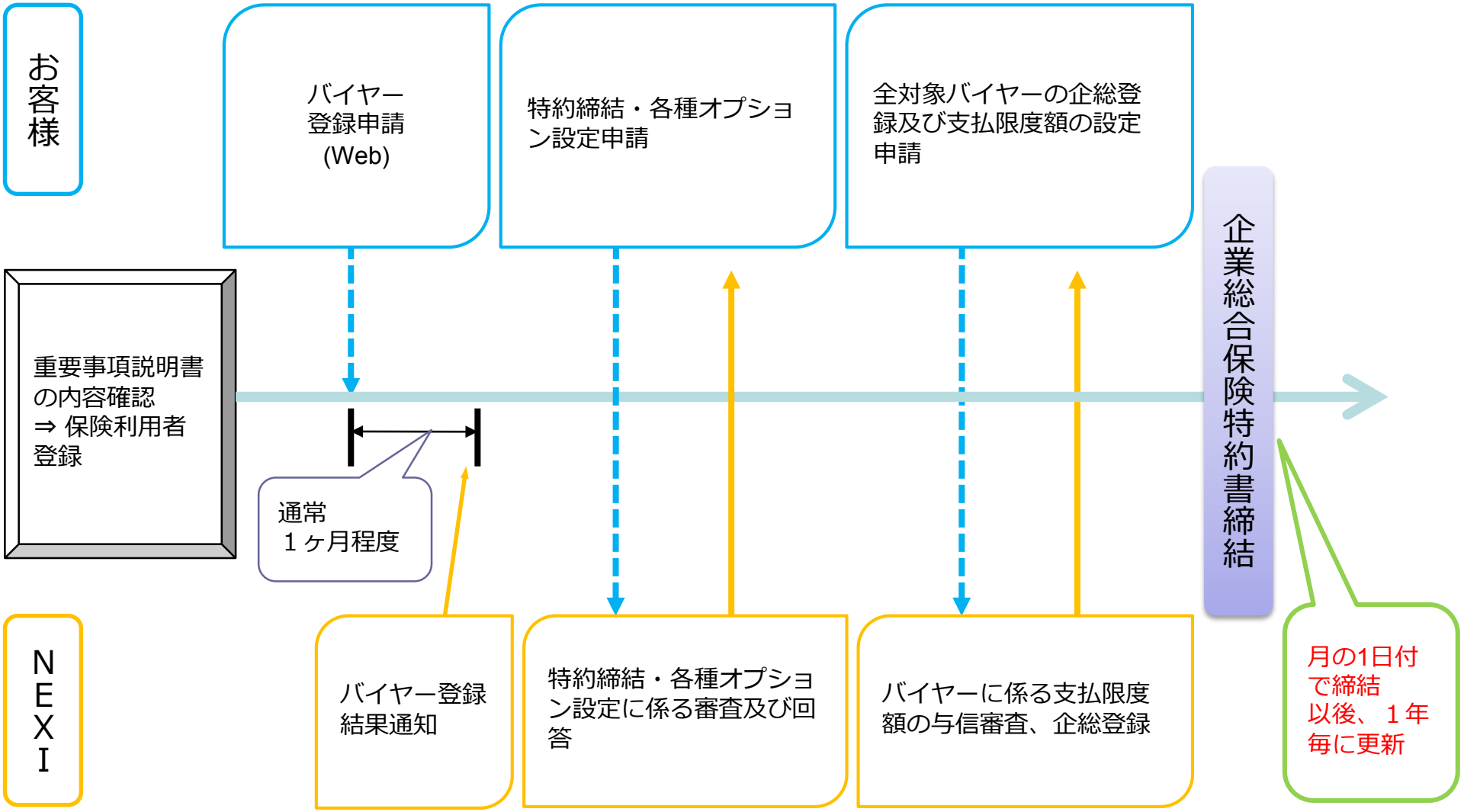

申込手続フロー（台帳型案件）

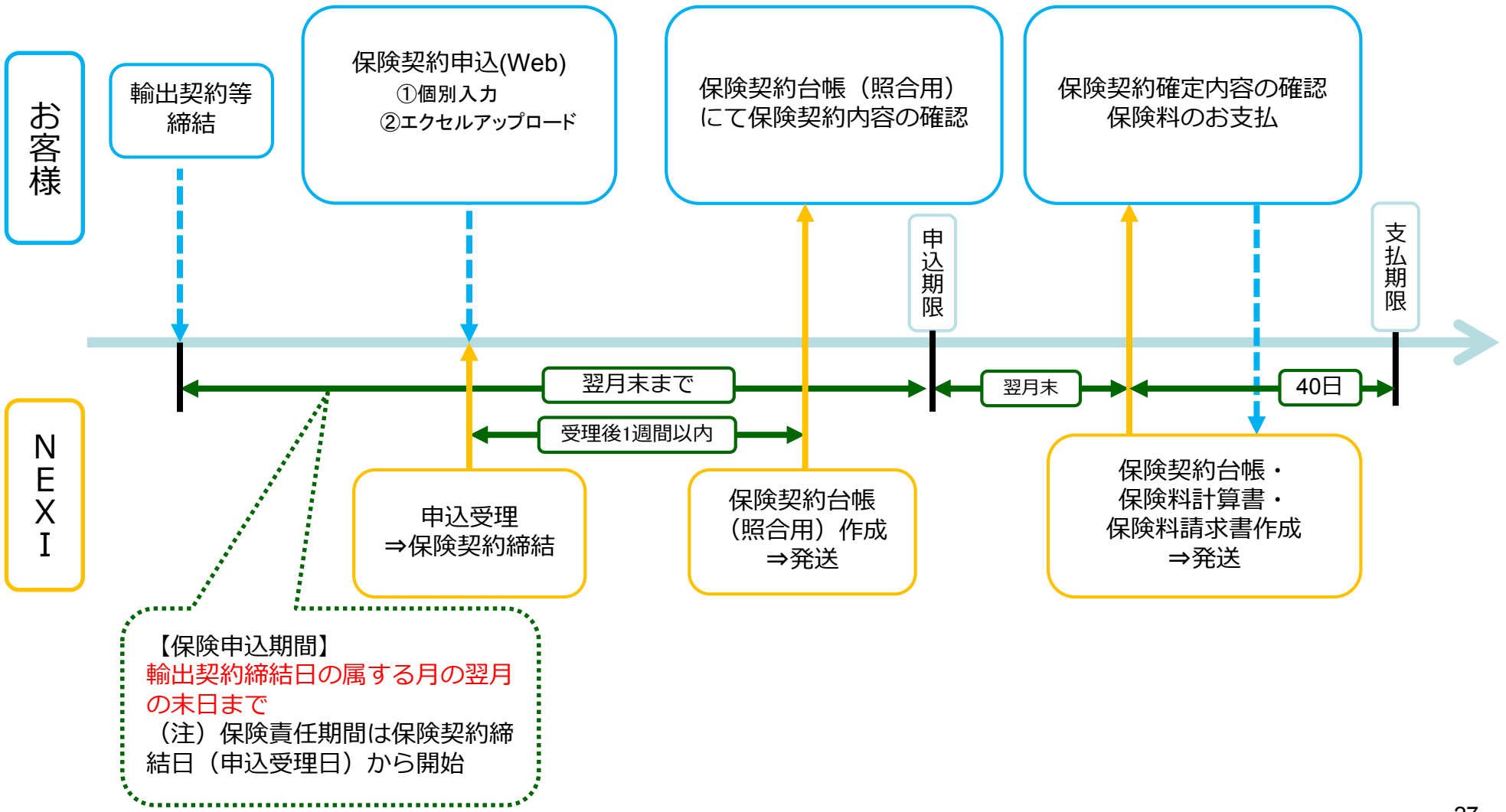

＜参考＞証券型案件

- 日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの
- フルターンキー特約を付して保険契約を締結するもの
- 共同保険に係る保険契約を締結するもの
- フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するもの（完成納期案件）
- エスカレーションクローズ付きのもの
- 契約相手方又は代金等の支払人のいずれかが複数であるもの
- 表示通貨と異なる通貨による決済条件付のもの
- 起算点から最終の決済期限までの期間が１年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われるもの
- 船積実行日を起算としない決済（リテンションを除き、決済期日が二以上のものに限る。）を含むもの

＜参考＞申込手続フロー（証券型案件）

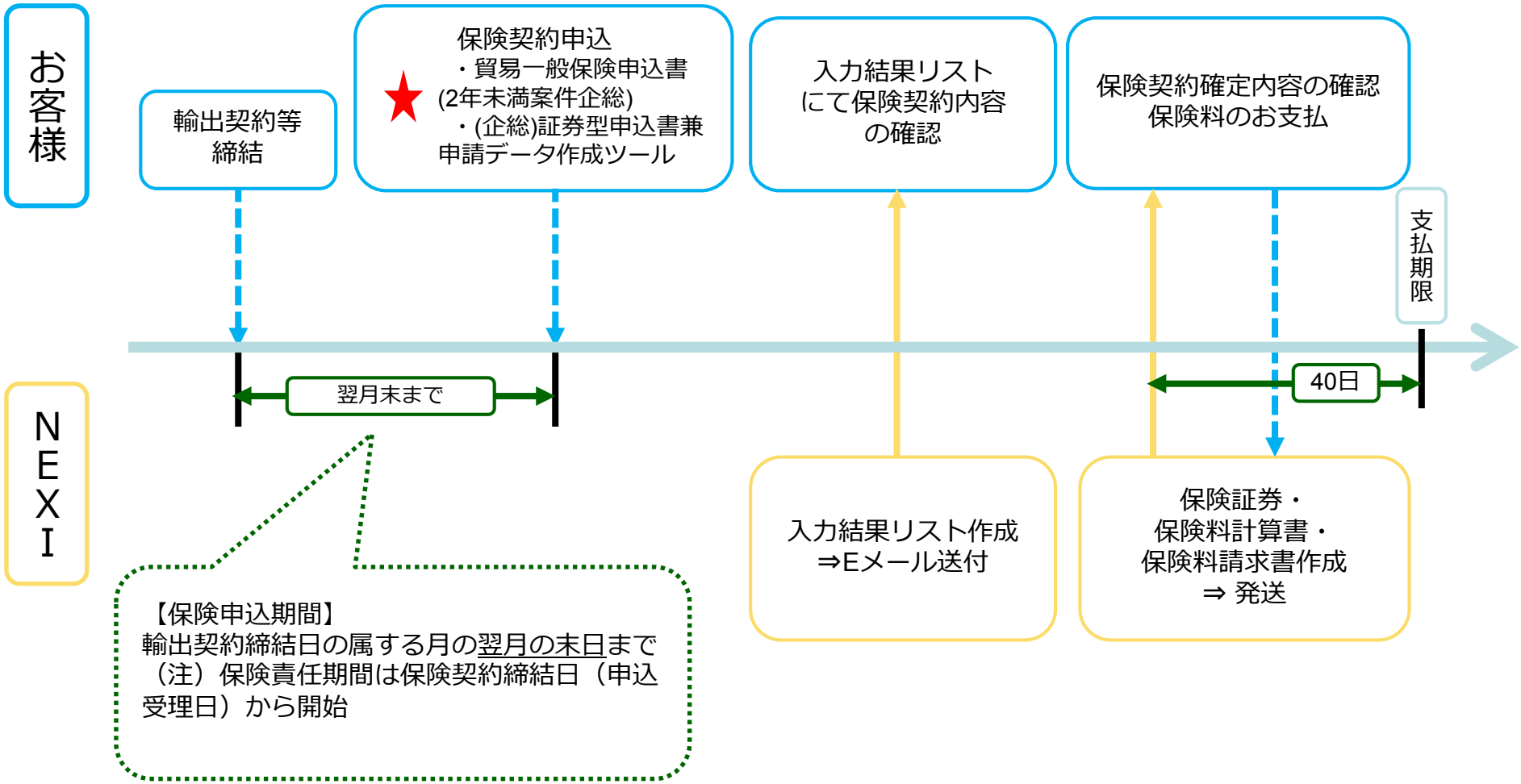

（５）主な留意点

＜申込時の留意点＞告知義務

告知方法

➡ **保険契約申込時において、告知事項を確認して下さい。**

告知事項に該当する場合のみ、別途告知書を記入の上ご提出下さい。

告知事項

① 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、
決済期限に決済が予定通り行われず、**45日以上の遅延が発生し、現時点において解消されていないこと**
② 輸出契約等の相手方又は代金等の支払人が、**操業停止状態にある**、又は
破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと
③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと

記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、保険契約を解除する場合があります

＜申込時の留意点＞安全保障貿易管理と輸出規制

安全保障貿易管理とは

- 武器や軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないよう、先進国を中心とした国際的な枠組み。

補完的輸出規制（キャッチオール規制）

- 外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制。
  規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要あり。

◆ キャッチオール規制の詳細は経済産業省安全保障貿易審査課へご確認ください。

対象貨物等がキャッチオール規制によるインフォーム要件/客観要件に該当した場合

- 保険申込前までに該当した場合
  ⇒ 保険申込みに際し、別紙様式※により通知
  ⇒ 輸出許可が取得できてからお引受け
- 保険契約締結以降に該当した場合
  ⇒ 該当した日若しくは輸出許可申請をした日から1週間以内に別紙様式※により通知
  ⇒ 適正な手続きを取った上で船積準備を進めた案件が、不許可となり、輸出等が出来なくなった場合は、輸出不能事故の対象となる

※「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて」の別紙様式をご利用ください。
NEXIウェブサイトよりダウンロード可能。

輸出契約等の内容変更

輸出契約等の契約内容に変更が生じ、

NEXIが規定する**重大な内容変更**に該当する場合

※2014年10月1日より前に保険契約を締結した案件は
従来の内容変更承認申請となります。

※内容変更通知

変更の生じた日から　1ヶ月以内、
かつ内容変更等通知期限まで
（事故が発生するまで）

重大な内容変更とは

・船積期日の延期（証券記載の期日から3ヶ月を超えるもの）
・決済方法、支払通貨の変更
・代金等の額の増加（10%以上かつ裾切金額以上のもの）
・契約相手方、支払人、保証人の変更
・仕向国、支払国、保証国の変更　　等

基準内案件では、重大な内容変更が発生した場合の内容変更通知は「義務」となります。

※基準外案件の場合は、一部を除いて内容変更通知は「任意」です。

輸出契約等の内容変更

- **保険契約単位で、以下の内容変更等通知期限が設定されています。**

最終決済予定日に係る決済方法	内容変更等通知期限
船積実行日をユーザンスの起算点とする決済	最終船積予定日に3月を加えた日に 当該ユーザンス日数を加えた日
マイルストーンペイメント（貨物）	最終決済予定日に3月を加えた日
リテンション	最終決済予定日に6月を加えた日
マイルストーンペイメント（役務） 対価確認日をユーザンスの起算点とする決済	最終対価確認予定日に6月を加えた日に 当該ユーザンス日数を加えた日
上記以外	最終決済予定日

※　内容変更等通知期限を経過して、内容変更をご通知頂いた場合

•原則、内容変更の通知を受理することは出来ません。

•お客様から個別にご事情をお聞きし、特に NEXI が認める場合に限り、承認を行う場合があります。

•ただし、内容変更等通知期限の翌日から承認後の通知受理日までの間は、不てん補となります。

•当該案件が台帳型案件の場合、証券型案件に切り替えとなります。

（６）よくあるお問い合わせ

よくあるお問い合わせ①

先月締結した輸出契約で、船積予定日は明日です。今から保険申込できますか。

企業総合保険の申込期限は、船積日を基準としておらず、輸出契約を締結した日の翌月末までです。
ただし、保険責任期間はNEXIがお客様より保険申込を受理した日から開始するため、申込前に保険事故が発生しても保険金のお支払ができませんので、ご注意ください。

よくあるお問い合わせ②

自社の海外子会社を介して貨物を輸出販売する取引（輸出契約の相手方が自社の海外子会社等関係会社との取引）で、海外子会社と最終販売先との取引についてリスクヘッジできますか。

現地の民間損害保険会社や輸出信用機関がお引き受けした保険契約についてNEXIが再保険を引き受けるフロンティングスキームをご利用いただける場合があります。この場合、被保険者（保険契約を締結いただくお客様）は現地の海外子会社となります。

また、一定の条件を満たせば、個別のリスク審査（内諾）を経て、企業総合保険の保険料率でお引受できる場合もありますので、ご相談ください。

簡易通知型包括保険

(1) 簡易通知型包括保険の概要
(2) 対象となる輸出契約等
(3) てん補範囲と保険料
(4) 保険責任期間と保険申込手続き
(5) 主な留意点
(6) よくあるお問い合わせ

（１）簡易通知型包括保険の概要

簡易通知型包括保険の概要

■幅広い取引先との継続的な取引を、包括的にリスクカバーしたいお客様向き
■転売可能な汎用性の高い貨物を扱っているお客様向き

1. 特徴

- 企業とNEXIの間で包括保険契約（終期の定めのない契約）を締結
- 船積後の非常・信用危険リスクてん補が基本
- 対象取引全てについて船積後に保険申込み（船積確定通知）
- バイヤー毎に保険金支払限度額を設定（船積後信用危険）
- 損害率に応じた割引/割増制度を適用
- 個別保険と比較して保険料が大幅に安い
- EF/EM格バイヤーに対し、決済ユーザンス最大1年まで引受可

簡易通知型包括保険の概要

2.　包括保険契約締結の条件

- 輸出契約等に基づく貨物の輸出または販売の実績があること
- 将来継続的かつ反復的に貿易取引が見込めること
- 取引先バイヤーに極端な偏りがないこと

3.　各種オプション

- 企業全体 or 部門単位
- 船積前リスクのてん補
- 100%仲介貿易契約の付保
- 子会社等向け輸出契約等の付保除外
- 増加費用のてん補
- 少額取引バイヤー向け輸出契約等の付保除外
  （年間取引額が1億円以下の範囲で任意設定）

（２）対象となる輸出契約等

対象となる輸出契約等（輸出・仲介が混在する取引）

■輸出契約等の締結日から船積までの期間が1年以内、かつ、
船積日から決済までの期間が1年以内の契約

■保険申込みの対象となる契約形態

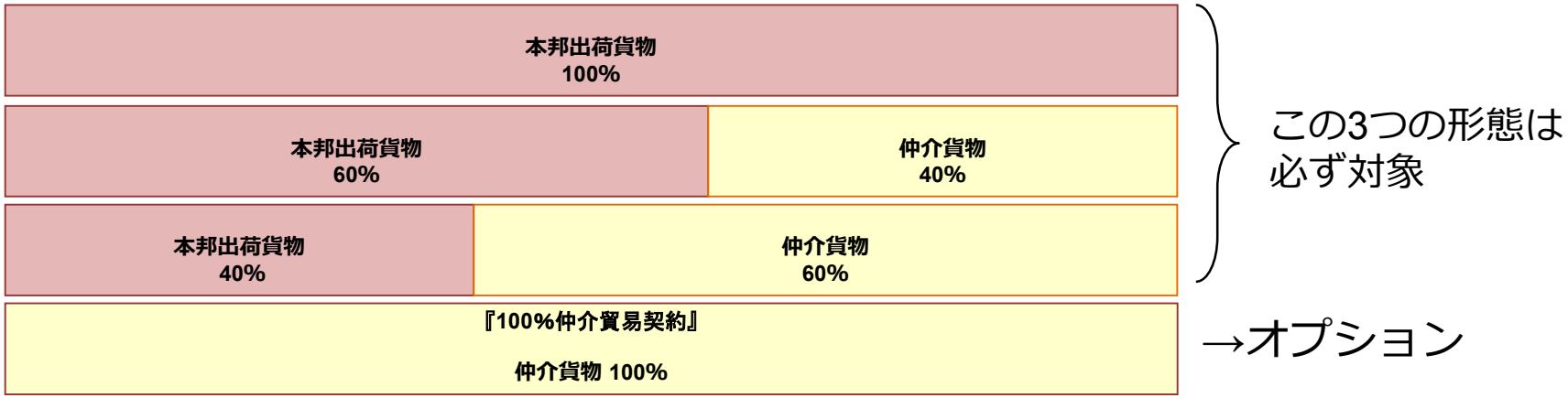

※技術提供部分が含まれる契約については対象外

対象となる輸出契約等（オプションで対象に追加できる取引）

■100%仲介貿易契約

貨物のすべてを日本以外の国から出荷する仲介貨物のみの貿易契約を保険の対象としたい場合

※ただし、仲介貨物の船積国において非常危険が発生したことにより被る損失は保険のカバー対象外

※売契約相手方と買契約相手方との間に特定資本関係(本支店関係、親子関係、兄弟関係等)がある場合には信用危険はてん補対象外(非常危険のみてん補)

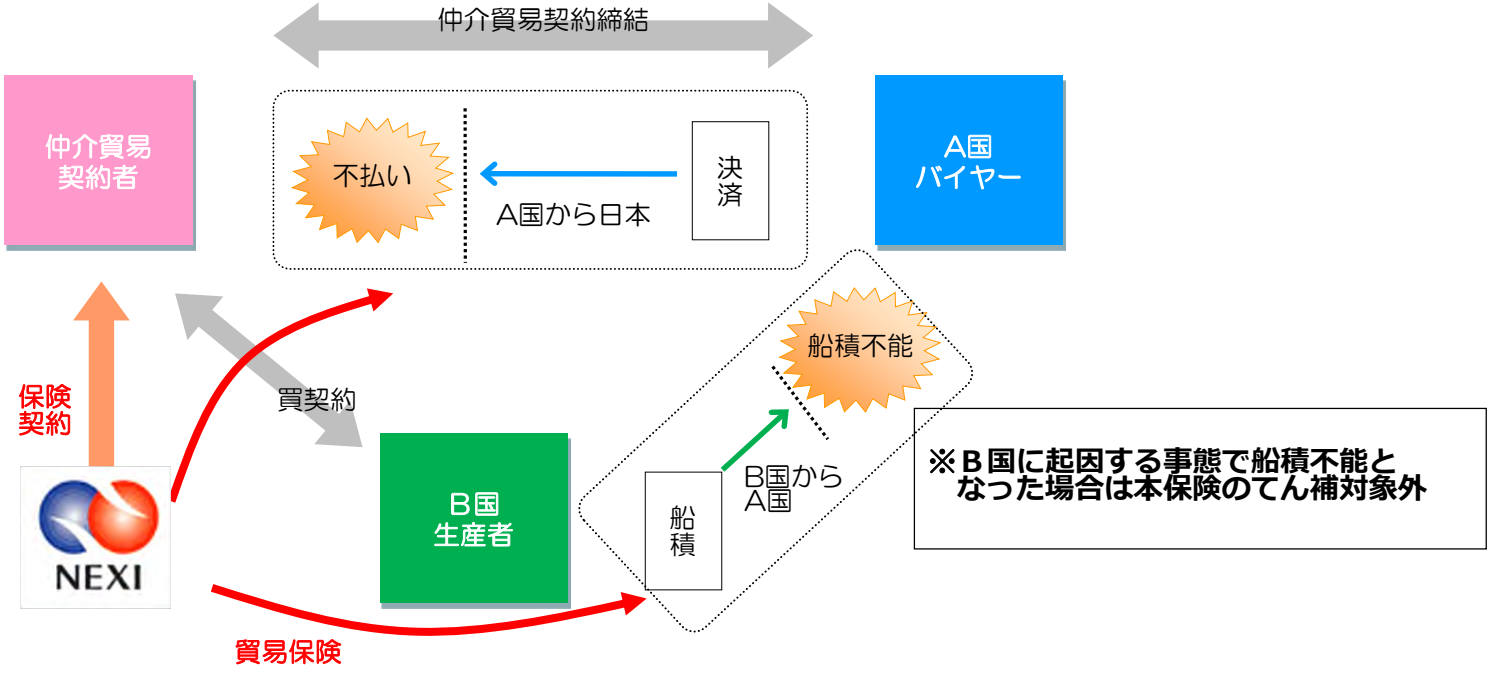

対象となる輸出契約等（オプションで対象に追加できるリスク）

■増加費用特約

戦争、港湾ストライキ等の非常危険の発生によって、航海または航路を変更したことにより、運賃や海上保険料が増加した場合に、輸出者が新たに負担することになった増加費用分を保険の対象としたい場合

非常危険の発生により変更された航路

対象となる輸出契約等（オプションで対象から除外できる取引）

■自社の海外子会社との取引

- 自社の海外子会社等関係会社との取引では 信用危険は保険の対象外
  非常危険に起因する損失のみカバー
- 非常危険のカバーが不要な場合、保険の対象から除外することが可
- 仕向国や支払国のカテゴリー毎に保険の対象としない範囲の設定が可

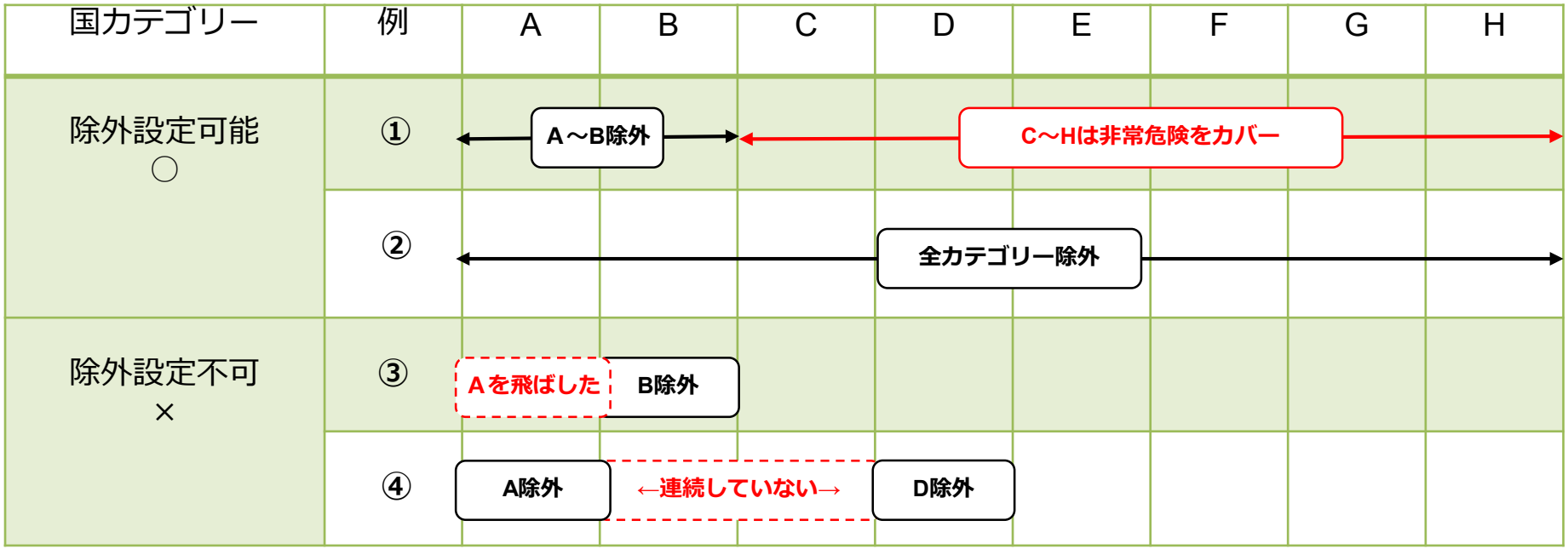

＜参考＞保険の付保義務の例外

100%前払い決済等のリスクの小さい取引については保険申込み任意

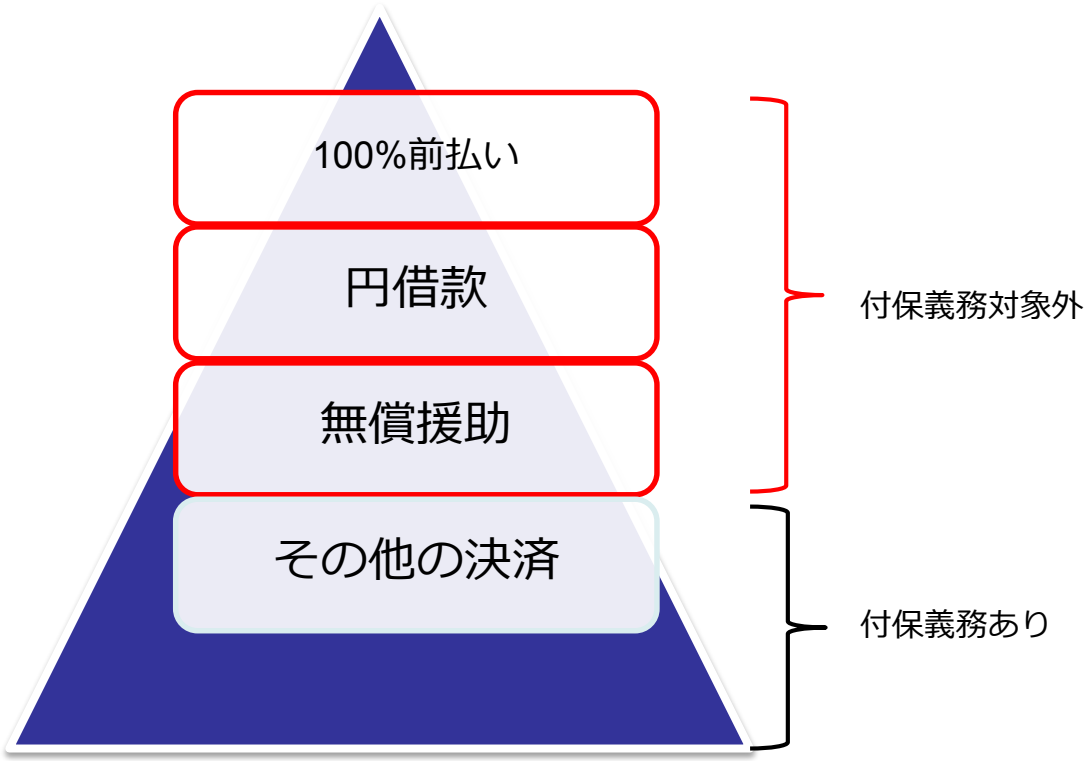

（３）てん補範囲と保険料

てん補対象リスク

	船積前の事故 【船積不能】 ベースとなる損失額＝製造・仕入原価	船積後の事故 【代金回収不能】 ベースとなる損失額＝ 後払額
非常リスク 契約当事者の責任ではない**不可抗力的なリスク**	①為替取引の制限・禁止 ②仕向国の輸入制限・禁止 ③戦争・内乱 ④仕向国への輸送の途絶 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 ⑥我が国の輸出制限・禁止 （船積前のみ） など	
信用リスク 海外の**契約相手方の責任に帰せられるリスク**	・バイヤーの破産・破産に準ずる事由 ・バイヤーの一方的契約破棄 （公的機関の場合）	・バイヤーの破産 ・バイヤーの3月以上の債務の履行遅延

対象とならないリスク

輸出者側の契約不履行・商品クレーム・
支払人が民間企業の場合は船積前のキャンセル　など

てん補範囲（非常・信用）

申 込 み メ ニ ュ ー

いずれかの
セットのみ取扱い
一部選択は不可

基本：B＋D　または

船積前危険てん補（オプション）：

A＋C＋B＋D

	船積前	船積後
非常	A	B
信用	C	D

＜てん補範囲別の付保率＞

A （船積前の非常危険）：80% （固定）
B （船積後の非常危険）：97.5% （固定）
C （船積前の信用危険）：80% （固定）
D （船積後の信用危険）：90% （固定）

保険金額（保険事故時にお支払する保険金の上限額）

船積前（AまたはC）の保険金額 ＝ 保険価額（契約上の代金額） × 付保率

船積後（BまたはD）の保険金額 ＝ 保険価額（契約上の代金額） × 付保率

前受金を控除した額

てん補範囲（バイヤー格付別）

バイヤー（支払人）格付			てん補リスク					
			非常危険		信用危険			
			A	B	C		D	
			船積前 ※1	船積後	船積前 ※1		船積後	
					破産及び破産に準ずる事由	一方的な契約キャンセル	破産	債務不履行
名簿区分	G	GS	○	○	○		○	
		GA	○	○	○		○	
		GE	○	○	○		○	
	E	EE	○	○	○	×	○	
		EA	○	○	○	×	○	
		EM	○	○	○	×	○	
		EF	○	○	○	×	○	
		EC	○	○	○	×	×※2	
	P		○	○	×※2	×	×※2	
事故管理区分	R		○	○	×※2	×	×※2	
	B		お引受できません					
未登録			登録後にお申込みください					

バイヤー毎に設定した「保険金支払限度額」が支払い得る保険金の上限額となります。
（船積前危険はオプション選択した場合）

○：てん補します　　×：てん補しません

L/C発行銀行または確認銀行の格付は、GS/GE/SA格であることが前提
※1 船積前危険はオプション選択した場合のみてん補
※2 L/C決済の場合は、L/C受領日以降、1年以内までてん補

てん補範囲（保険金支払限度額の設定）

■バイヤー毎に船積後信用危険事故時の「保険金支払限度額」を設定

・EE/EA/EM/EF/SA格のバイヤーが対象
・L/C決済の取引については、支払限度額の制限は受けない
・保険年度中**1**回に限り、前回設定時から3カ月経過後に増額可

■特約期間中に格付が下がった場合

・EC格まで下がった場合：**期初に設定した・支払限度額を適用可**
・R格まで下がった場合：信用危険はてん補対象外（非常危険のみてん補）
・B格まで下がった場合：引受不可

※船積前危険てん補オプションを選択した場合、船積前事故時の「保険金支払限度額」の設定が別に必要

保険料

てん補危険			（保険料率）			
A	（オプション）船積前	非常危険	船積前保険金支払限度額	×	船積前危険料率（年率）（非常・信用総合料率）	= 船積前保険料（※1）
C	（オプション）船積前	信用危険	船積前保険金支払限度額	×	船積前危険料率（年率）（非常・信用総合料率）	= 船積前保険料（※1）
B	船積後	非常危険	船積確定通知額（※2）	×	船積後非常危険料率	= 船積後非常保険料
D	船積後	信用危険	船積確定通知額（※2）	×	船積後信用危険料率（※3）	= 船積後信用保険料

※1　包括保険契約締結時（又は更改時）に保険年度分（1年分）を一括払い
※2　前受金を除く
※3　船積後信用危険に対する保険料の割引・割増あり

保険料（例）

例１

仕向国：　中国
支払国：　中国
バイヤー格付：　EF格
契約金額：　１千万円（FOB）
船積前期間：　30日
決済条件：　T/T 60 days after B/L date

てん補危険			（保険料率）		（保険料）
A	船積前	非常危険	１千万円 × 0.150% =		15,000円
C		信用危険			
B	船積後	非常危険	１千万円 × 0.079% =		7,900円
D		信用危険	１千万円 × 0.118% =		11,800円
船積後合計			１千万円	0.197% =	19,700円

例２

仕向国：　中国
支払国：　中国
バイヤー格付：　EA格
契約金額：　１千万円（FOB）
船積前期間：　30日
決済条件：　T/T 60 days after B/L date

てん補危険			（保険料率）		（保険料）
A	船積前	非常危険	１千万円 × 0.150% =		15,000円
C		信用危険			
B	船積後	非常危険	１千万円 × 0.079% =		7,900円
D		信用危険	１千万円 × 0.080% =		8,000円
船積後合計			１千万円	0.159% =	15,900円

※船積前危険保険料は、船積前危険てん補オプションを選択した場合のみ算出されます。
※船積後信用危険保険料率の割引・割増を含めない試算としております。

保険料の割引・割増制度

■無事故割引・事故割増（リザルトレーティング制度）

- 簡易通知型包括保険を継続して2年以上ご利用いただいたお客様が対象
- 船積後信用事故損害率に応じ割引、割増あり
- 割引率は最大30%

（４）保険責任期間と保険申込手続き

保険責任期間

保険責任期間
＝船積日（船積前危険てん補の場合は輸出契約等締結日）から決済期限まで

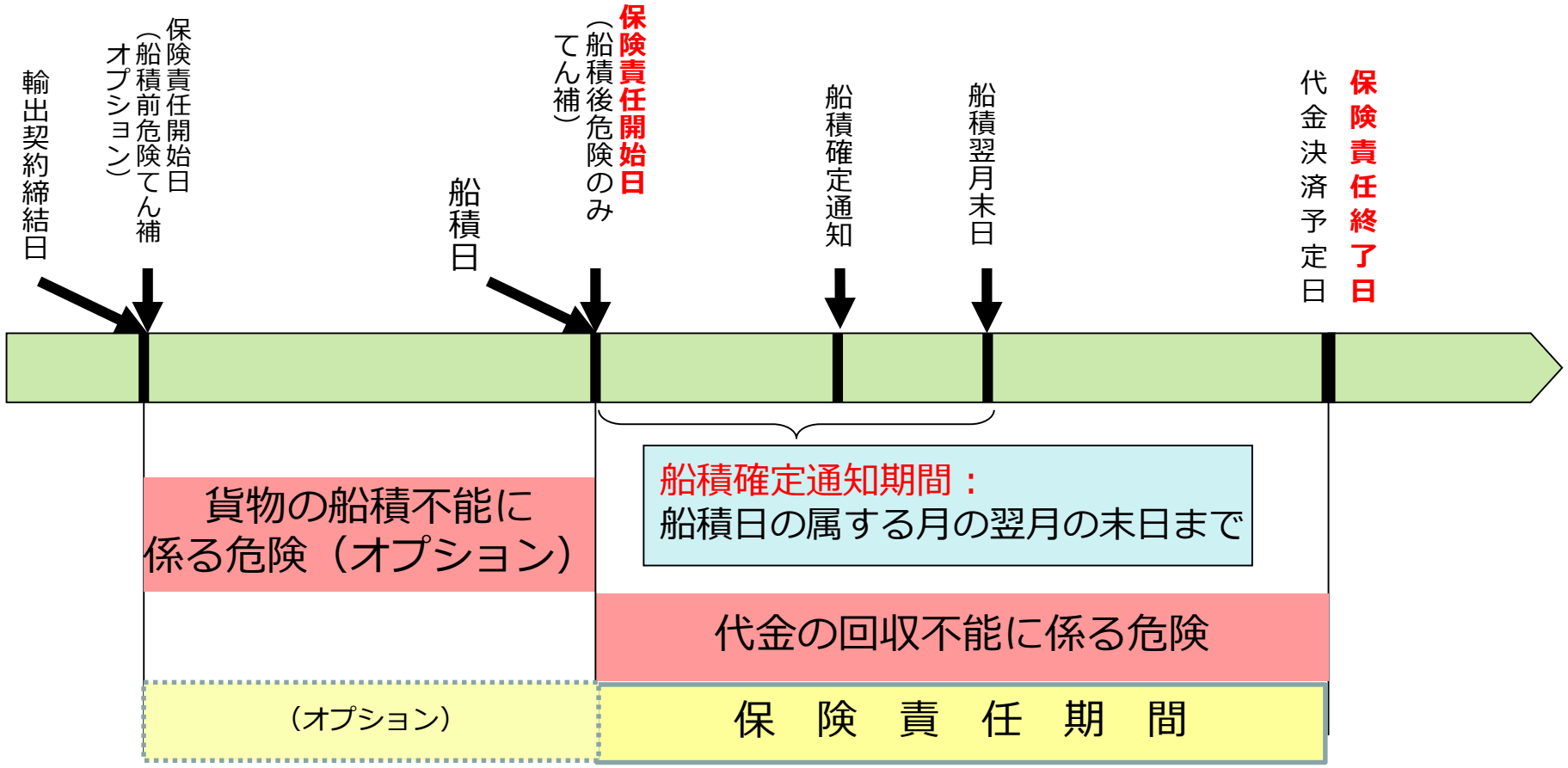

申込手続フロー（事前手続）

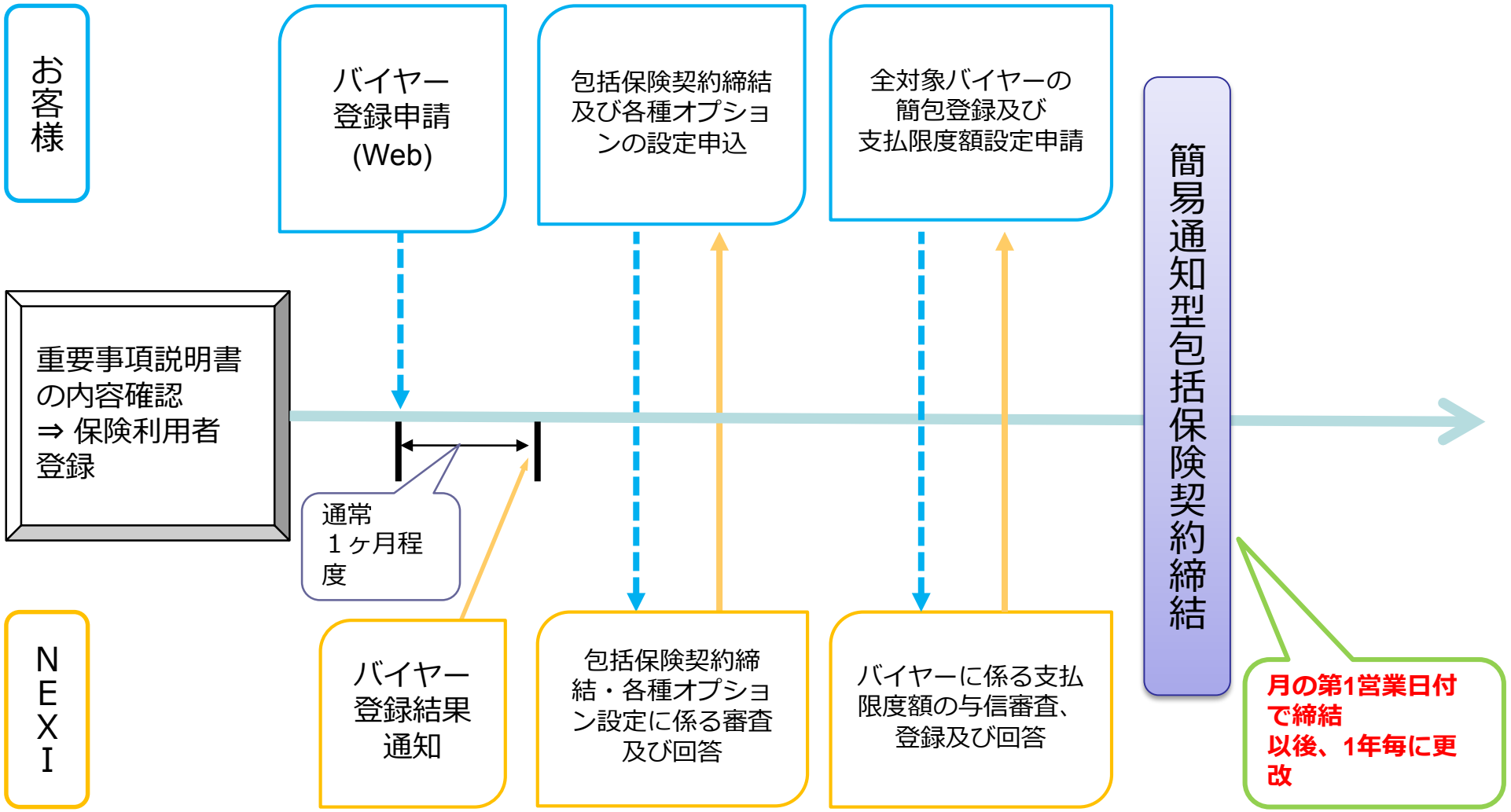

申込手続フロー（船積確定通知）

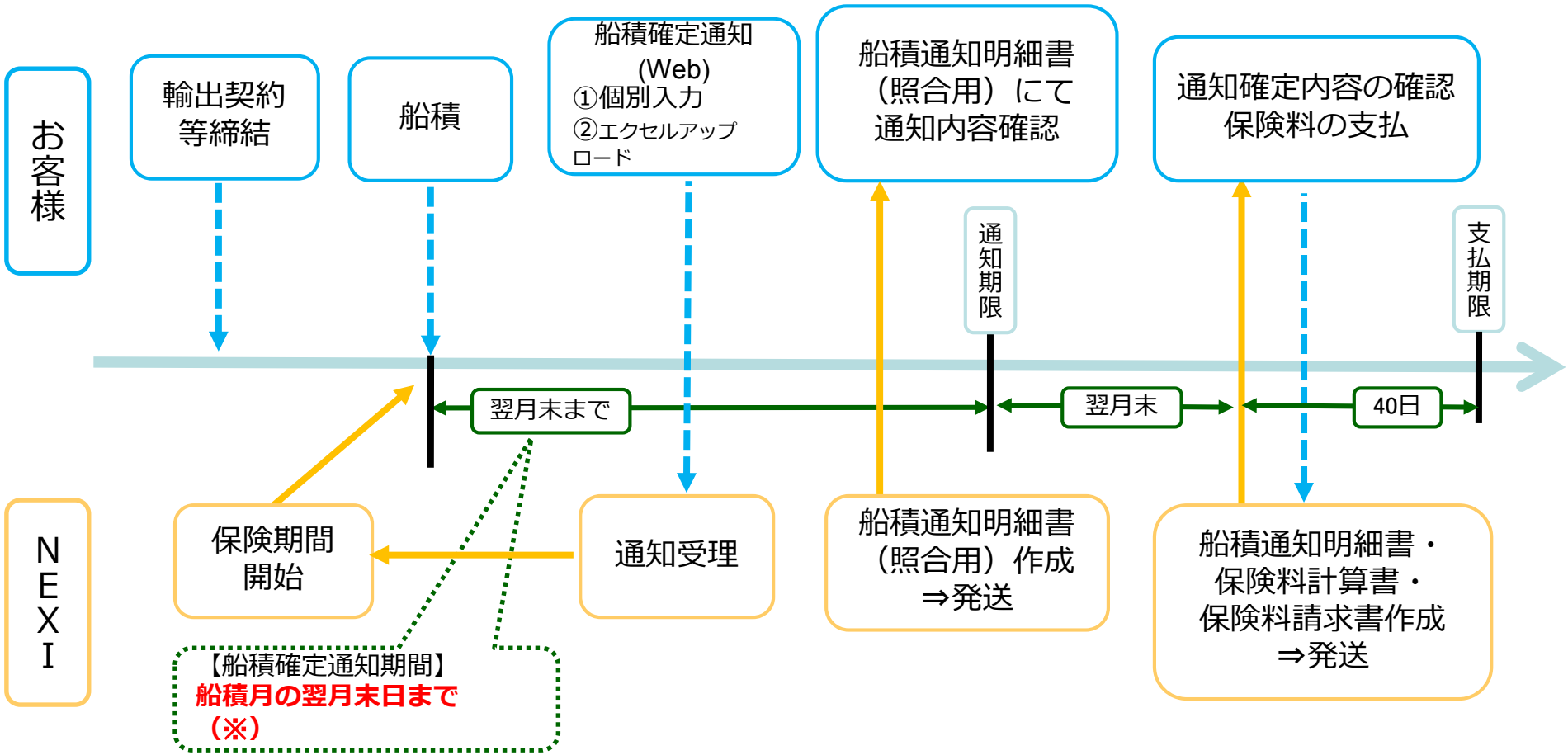

（※）保険責任期間は、船積確定通知日ではなく、実際の船積日に遡及して開始いたします。
通知期限を経過して通知を受けた場合は、通知受理日までの期間に発生した損失についてはてん補されない場合があります。遅滞、脱漏が判明した際には、速やかにNEXIにご相談ください。
また輸出契約締結後に、国別引受基準・バイヤー格付変更による引受制限が生じた場合等、一定の要件下においては、「船積確定通知」によらず、「確定前通知」が必要となる場合があります。

＜参考＞船積確定通知のイメージ

①包括保険契約締結日以降に締結された輸出契約等が通知の対象
②輸出契約等に基づいた船積実施分の代金額（＝保険価額）等を船積みした月の翌月末まで
　にバイヤー・仕向国・決済期限等ごとにまとめて通知することで保険関係が成立

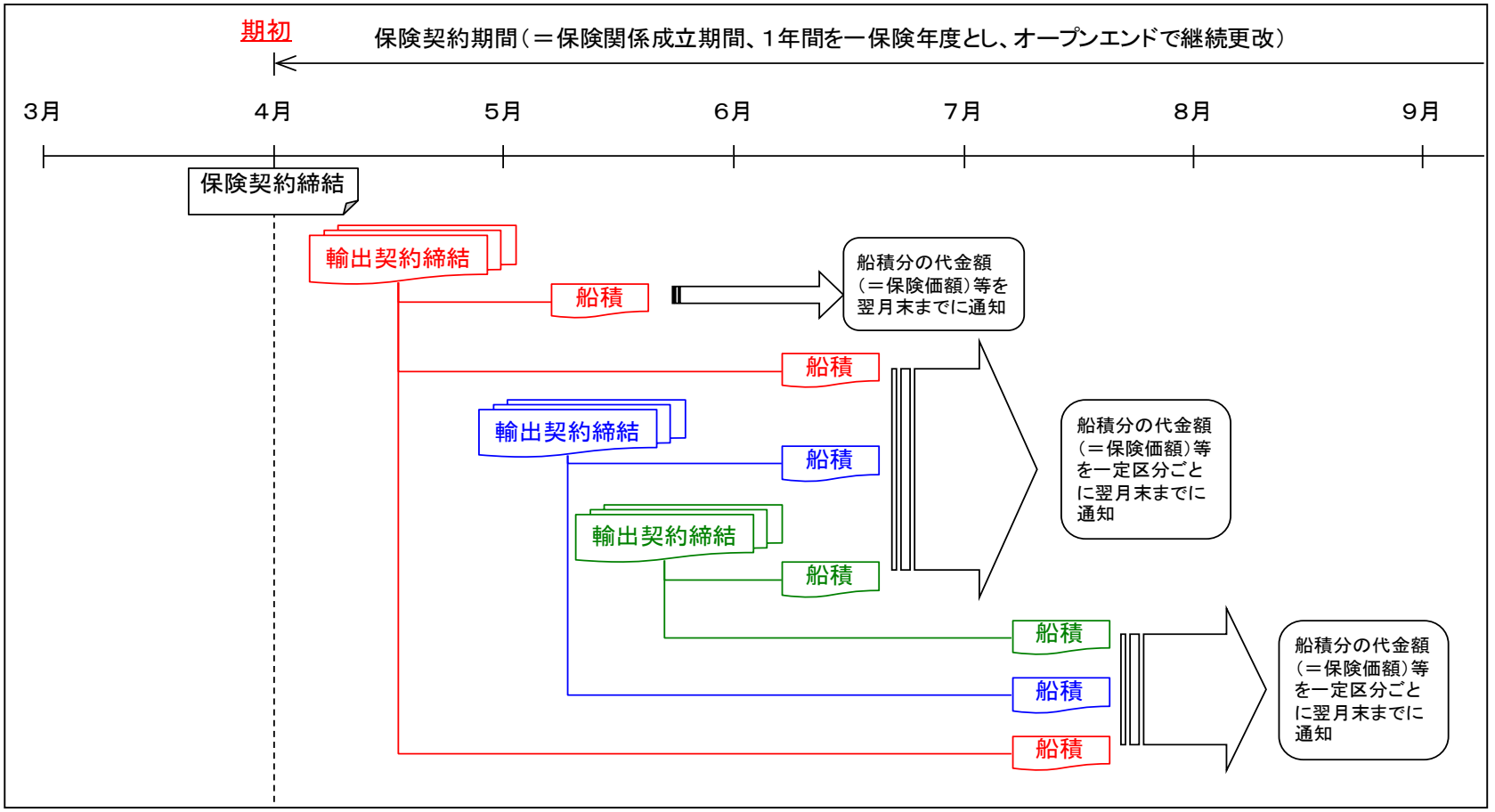

＜参考＞船積確定通知のイメージ

まとめ通知が可能な例

バイヤーⅠ

仕向国	（船積後）決済期間	金額（百万円）
A国	30日	50
A国	45日	100
A国	90日	100
A国	120日	100
A国	180日	200

仕向国	（船積後）決済期間	金額（百万円）	（船積後）決済期間	金額（百万円）
A国	1~30日	50	31~60日	100
A国	61~90日	100	91～180日	300

バイヤーⅡ

仕向国	（船積後）決済期間	金額（百万円）
A国	30日	50
A国	90日	100
B国	90日	120
B国	120日	90
B国	150日	150

仕向国	（船積後）決済期間	金額（百万円）	（船積後）決済期間	金額（百万円）
A国	1~30日	50	61~90日	100
B国	61~90日	120	91～180日	240

■ 決済期限の料率区分は
①前受　②１～30日　③31～60日　④61～90日　⑤91日～180日　⑥181日～365日の６区分

■ バイヤーⅠ及びバイヤーⅡ向けの単月の船積実績が左表の場合、
船積確定通知時は右表のように仕向国/決済期限カテゴリーに集約可能

（５）主な留意点

＜申込時の留意点＞告知義務

告知方法

保険契約締結時、更改時、輸出契約等の相手方の新たな追加時、
又は保険金支払限度額の増額時に、告知事項を確認して下さい。

告知事項に該当する場合、各申込/申請書の告知欄にて告知ください。

告知事項

① 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、
決済期限に決済が予定通り行われず、**45日以上の遅延が発生し、現時点において解消されていないこと**
② 輸出契約等の相手方又は代金等の支払人が、**操業停止状態にある**、又は
破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと
③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと

記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、
保険契約を解除する場合があります

＜申込時の留意点＞安全保障貿易管理と輸出規制

安全保障貿易管理とは

- 武器や軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないよう、先進国を中心とした国際的な枠組み。

補完的輸出規制（キャッチオール規制）

- 外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制。
  規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要あり。

◆ キャッチオール規制の詳細は経済産業省安全保障貿易審査課へご確認ください。

輸出契約等締結後、且つ船積前までに、対象貨物等がキャッチオール規制による
インフォーム要件/客観要件に該当した場合（オプションにより船積前リスクのてん補を選択時のみ）

⇒ 別紙様式※により通知
⇒ 「確定前通知」により保険関係を成立させる
⇒ 適正な手続きを取った上で船積準備を進めた案件が、不許可となり、輸出等が出来なくなった場合は、輸出不能事故の対象となる

※「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて」の別紙様式をご利用ください。
NEXIウェブサイトよりダウンロード可能。

輸出契約等の内容変更

輸出契約等の契約内容に変更が生じ、

NEXIが規定する**重大な内容変更**に該当する場合

内容変更通知

変更の生じた日の翌月末日まで、
かつ、内容変更等通知期限まで

（事故が発生するまで）

重大な内容変更とは

- 船積日から代金の決済期限までの期間の変更
- 支払保証の変更
- 表示通貨の変更
- 相手方、支払人、保証人の変更
- 仕向国、支払国、保証国の変更

輸出契約等の内容変更

■内容変更等通知期限

「船積確定通知に記載された船積月の翌月の1日に決済期間（※）を加えた日」

（※）実際の輸出契約等上の決済期間ではなく、船積確定通知時の決済期間のうち最も長い期間

例	船積日	輸出契約等上の決済期間	船積確定通知上の決済期間	通知期限
①	2018/10/10	30日	30日	2018/12/1 (2018/11/1+30日)
②	2018/10/10	45日	60日	2018/12/31 (2018/11/1+60日)

※　内容変更等通知期限を経過して、内容変更をご通知頂いた場合

•原則、内容変更の通知を受理することは出来ません。

•お客様から個別にご事情をお聞きし、特に NEXI が認める場合に限り、承認を行う場合があります。

•ただし、内容変更等通知期限の翌日から承認後の通知受理日までの間は、不てん補となります。

（６）よくあるお問い合わせ

よくあるお問い合わせ①

バイヤー毎に保険金支払限度額を設定する際、限度額に応じて手数料がかかりますか？将来の取引増加を見込んで、多めに設定したいのですが。

限度額設定手続きにかかる手数料はございません。また保険料への付加もありません。
（※船積前危険てん補オプションを選択した場合は、保険金支払限度額に保険料率を乗じて保険料を算出しますので、保険料に影響します。）

限度額の設定にあたり、将来の取引見込みを考慮した希望限度額をご提示いただきますが、希望限度額の妥当性および設定可能な枠の範囲内かをNEXIで確認させていただきます。

なお、直近の限度額設定日から3ヶ月経過後であれば保険年度中1回に限り限度額の増額が可能ですので、取引状況に合わせて設定いただくこともできます。

よくあるお問い合わせ②

輸出契約上の決済期間が30日なので、「1～30日」の区分で船積確定通知を行っていたところ、輸出契約上の決済期間が60日へ変更されることとなりました。この場合、何か手続きは必要でしょうか。

輸出契約上の決済期間が60日へ変更となる場合、船積確定通知上は「31～60日」の決済期間区分に該当することとなります。

決済期間区分の変更がある場合、「重大な内容変更」の「船積日から代金の決済期限までの期間の変更」に該当しますので、船積確定通知変更通知が必要となります。

企業総合保険と簡易通知型包括保険の特徴比較

	企業総合保険	簡易通知型包括保険
■ 包括契約単位	企業全体／部門単位／貨物単位	企業全体／部門単位
■ 保険の通知/申込方法	輸出契約毎 輸出契約締結の翌月末まで	毎月の船積実績 船積月の翌月末まで(まとめ通知可)
■ てん補範囲	船積前危険 船積後危険	船積前危険オプションにて選択可 船積後危険
■ 対象契約	船積前期間の制限なし 船積後期間は原則2年未満	船積前期間1年以内 船積後期間1年以内
■ 保険期間の始期	保険契約締結日 （申込受理日）から開始	各船積日に遡及して開始

保険料比較

輸出契約額　：￥10,000,000

支払条件　　：60days after B/L date（船積前期間30日、船積後期間60日）

	国 / 保険種類	バイヤー格付	アメリカ、シンガポール等（Aカテゴリー）	中国、マレーシア等（Cカテゴリー）	タイ、インド等（Dカテゴリー）	保険料計算
個別保険	貿易一般保険 個別保険	EA格	¥38,100　(0.381%)	¥73,200　(0.732%)	¥88,500　(0.885%)	輸出等契約ごと 左記は、船積前付保率Maxの場合(非常 95%・信用 80%) （最低保険料： 10,000円）
		EF格	¥96,100　(0.961%)	¥129,300　(1.293%)	¥144,600　(1.446%)	
包括保険	貿易一般保険 企業総合保険	EA格	¥9,400　(0.094%)	¥18,400　(0.184%)	¥22,300　(0.223%)	輸出等契約ごと
		EF格	¥12,800　(0.128%)	¥21,800　(0.218%)	¥25,700　(0.257%)	
	簡易通知型包括保険（船後危険のみてん補の場合）	EA格	¥8,900　(0.089%)	¥15,900　(0.159%)	¥19,500　(0.195%)	毎月のInvoice金額合計ごと
		EF格	¥12,700　(0.127%)	¥19,700　(0.197%)	¥23,300　(0.233%)	

※　貿易一般保険（個別）の付保率： 船前非常95%, 船前信用80%, 船後非常97.5%, 船後信用90%